解散公告

当社は、平成二十六年十二月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月九日

島根県出雲市今市町一三九七番地四

有限会社土江商事

清算人　土江　浩二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに秋田県知事の認可より平成二十六年十一月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月九日

秋田県大仙市角間川町字八幡前二八五番地の一

医療法人平野整形外科クリニック

清算人　平野　正史

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月九日

香川県高松市多肥上町八一七番地一

高松市多肥農事組合法人

清算人　中山　馨

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月九日

香川県高松市東山崎町二〇三番地二

かわぞえ農事組合法人

清算人　國方　正行

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月十八日延岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月九日

宮崎県延岡市東本小路二番地一

延岡市多々良土地区画整理組合

代表清算人　新名　敏昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十二月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月九日

大阪府富田林市高辺台一丁目七番一八号

医療法人三華会

清算人　成原　英彦

第一一二期決算公告

平成二十六年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部		
流動資産	一、三二〇、二三六	
固定資産	三〇四、四二二	
資産合計	一、六二四、六五八	
負債及び純資産の部		
流動負債	三三九、八六一	
固定負債	一一八、七五五	
株主資本	一、一六六、〇四一	
資本金	一〇〇、〇〇〇	
資本剰余金	六、六六九	
資本準備金	六、六六九	
利益剰余金	一、〇五九、三七二	
利益準備金	二五、〇〇〇	
その他利益剰余金	一、〇三四、三七二	
（うち当期純利益）	（五二、二一九）	
負債・純資産合計	一、六二四、六五八	

平成二十七年一月九日

兵庫県姫路市神屋町四丁目二二

サンエス石膏株式会社

代表取締役社長　村上　高久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩内郡岩内町字清住一七九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中濵　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

北海道岩内郡岩内町字万代三番地九　中央ビル三階

相続財産管理人　弁護士　古宮　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市小田三〇三五番地、最後の住所茨城県つくば市小田三〇三七番地一

被相続人　亡　荒井　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡城里町大字下圷二〇三五番地一、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字下圷二〇三五番地の一

被相続人　亡　塙　大作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

事務所茨城県ひたちなか市勝田中央五番一五号二〇一号室

相続財産管理人　中里　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市大字小見九〇七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野口　房義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

埼玉県熊谷市筑波一―五六―一ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市中之庄堤畔町二五番地、最後の住所名古屋市西区中小田井三丁目三九七番地カトレア荘三号

被相続人　亡　三谷　吉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二鈴木泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鳥羽市鳥羽三丁目一五六四番地、最後の住所三重県鳥羽市安楽島町一〇七五番地八九

被相続人　亡　青木　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

三重県伊勢市本町六番四号シャレオサエキビル二階　伊勢志摩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野田新一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字後野七六六番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　榊原　直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月九日

京都府宮津市鶴賀二〇五四番地一　宮津商工会議所二階

相続財産管理人　弁護士　澤田　将樹

決算公告

平成27年1月9日

東京都中央区東日本橋三丁目3番11号

ＡＭＣ株式会社

代表取締役　中川　崇

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	317
	固定資産	228
	資産合計	**546**
負債及び純資産の部	流動負債	229
	（賞与引当金）	(32)
	固定負債	24
	（退職給付引当金）	(24)
	株主資本	292
	資本金	20
	資本剰余金	272
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	267
	（当期純利益）	(19)
	負債・純資産合計	**546**